

財政援助団体等の監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査を尾花沢市監査基準に準拠し実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

令和7年9月24日

尾花沢市監査委員 丹川 弘行
尾花沢市監査委員 小関 英子

1. 監査の対象 尾花沢市商店街協同組合
2. 監査期日 令和7年9月3日（水）
3. 監査執行者 尾花沢市監査委員 丹川 弘行
尾花沢市監査委員 小関 英子
4. 監査の範囲 令和6年度の指定管理及び市補助金に係る出納並びに関連事務の執行状況
5. 監査の着眼点及び実施内容 監査対象の財政援助団体及び所管課が令和6年度に実施した財政援助にかかる会計事務その他の事務執行が当該財政援助の目的に沿って行われているかを監査するため、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、当該法人の役職員から説明を聴取するとともに、指定管理及び市補助金に係る収支の会計処理は適正に執行されているかに主眼をおき、関係諸帳簿、証書類の監査を実施した。
6. 監査の結果 別添のとおり、一部に指摘事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

(別添)

監査の結果【指摘事項】

指定管理について

1. 指定管理料の支出のうち修繕料について、基本協定書のリスク分担表では、税込 30,000 円を超えるものは市が対応することとされている。しかし、30,000 円を超えた支出が 3 件確認された。修繕が必要と判断した時点で市に相談しているが、市からは、10 万円以下は受託者で対応するよう指示されているとのことであった。基本協定書の内容と整合していない。

補助金について

2. 尾花沢市商工振興補助金（商業活性化事業）100 万円の事業計画書に記載されている宅配サービス事業（商工観光課）及び配食サービス事業（福祉課）はどちらも本補助金とは別の市委託事業である。
3. 尾花沢市商工振興補助金（商業活性化事業）収支精算書において、他団体からの補助金と合算された収支精算書となっているため、本市補助金の使途が明確ではない。本市補助金 100 万円の補助対象経費が明確な収支精算書を作成されたい。

内部事務について

4. 令和 2 年度に実施した監査の講評にて改善事項としていたが、現在も公文書には組合内の決裁行為が見受けられない。また、現金の出納についても、一部を除き決裁行為が見受けられない。年間の収支規模が多額となるため、内部統制の面からも早急に改善されたい。

その他

5. 運営規約付則に現存しない部、役職が記載されている。

商工観光課

6. 「おばねくらし応援券」に係る事業実施主体は尾花沢市であるが、応援券の使用に係る部分を尾花沢市商工振興補助金として交付し、諸経費を別途、おばね暮らし発行事業業務委託料として支出している。補助金とは、本来事業実施主体に交付するものである。